

資料編

資－１	計画策定の体制と経緯	144
資－２	結城市総合計画審議会 諮問・答申	153
資－３	市民会議提言内容	156
資－４	用語解説	166

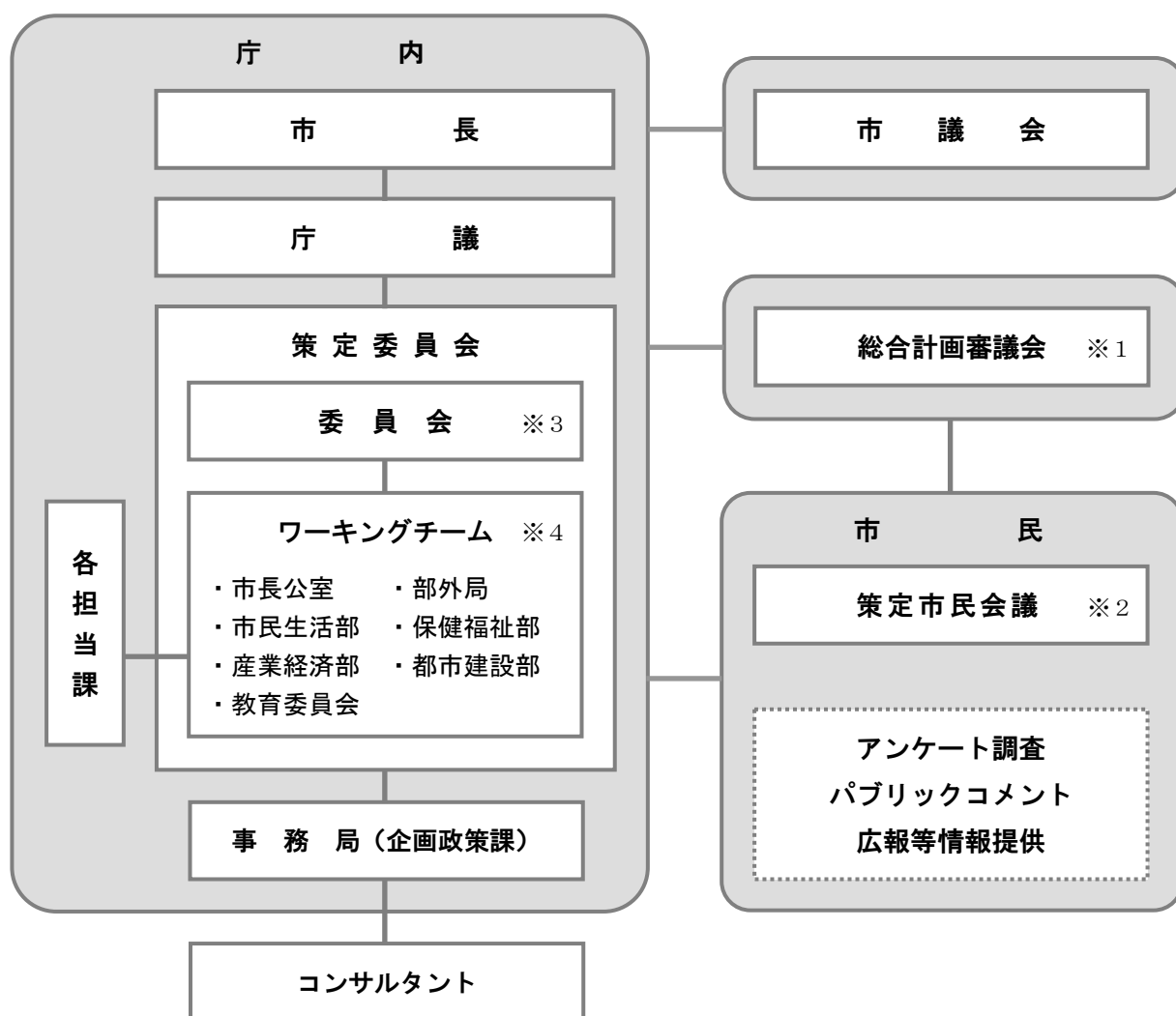
資－１ 計画策定の体制と経緯

１）策定体制

総合計画策定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会，ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、策定市民会議を設置し、「市民参加」の計画づくりを行うと共に市議会及び総合計画審議会へ適宜報告を行い、連携を図りながら策定を進めました。

■ 策定体制



※１ 総合計画審議会：市議会議員，知識経験者，各団体代表者で構成され，総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

※２ 策定市民会議：幅広い市民意向の計画への反映を図るため，市民公募等により構成され，総合計画全般について市民の目線から可能な範囲で提言を行う。

※３ 策定委員会：素案・原案の審議，総合調整等を行う。

※４ ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて，骨子・素案の立案，検討及び各担当課との連絡調整など，実質的作業を行う。

2) 策定経緯

年	月 日	内 容
平成 27 年	1月22日	第1回 結城市総合計画審議会
	1月27日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	1月28日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	2月4日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2月～3月	評価検証シートの作成【各担当課】
	3月3日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月11日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	3月18日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	3月25日	第2回 結城市総合計画審議会
	4月28日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	4月～5月	施策構築シートの作成【各担当課】
	5月	各課ヒアリングの実施
	5月14日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	6月23日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	6月30日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	7月23日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	7月27日	第3回 結城市総合計画審議会
	8月11日	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	9月15日	第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議「提言書」提出
	11月	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議【部会】
	11月19日	第6回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	11月24日	第6回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	11月27日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	11月30日	第4回 結城市総合計画審議会
	12月～1月	パブリックコメント
平成 28 年	1月29日	第7回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2月1日	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	2月5日	第5回 結城市総合計画審議会
	2月10日	結城市総合計画審議会 答申
	2月15日	庁議

3) 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日
条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平12条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿（平成26年度）

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
船 橋 清	市議会議員	議 長
大 木 作 次		副議長
黒 川 充 夫		総務委員長
臼 井 平八郎	知識経験者	県議会議員
◎廣 江 敏 男		市代表監査委員
宮 田 徳 一	市民代表	自治協力員連合会長
稲 葉 廣 巳		環境衛生協議会長
舘 野 祐二郎		消防団団長
大 木 準		（一社）結城市医師会長
鈴 木 直 美		民生委員児童委員協議会長
中 山 徹 雄		結城商工会議所会頭
坪野谷 誠		北つくば農業協同組合結城支店長
○松 浦 修 三		教育委員会委員長
佐々木 政 彦		結城信用金庫本店営業部長
齋 藤 章		第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議座長

■ 結城市総合計画審議会委員名簿（平成27年度）

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
中 田 松 雄	市議会議員	議 長
秋 元 昇		副議長
金 子 健 二		総務委員長
臼 井 平八郎	知識経験者	県議会議員
◎廣 江 敏 男		市代表監査委員
宮 田 徳 一（※1）	市民代表	自治協力員連合会長
中 澤 英 雄（※2）		自治協力員連合会長代行
稲 葉 廣 巳		環境衛生協議会長
舘 野 祐二郎		消防団団長
大 木 準		（一社）結城市医師会長
鈴 木 直 美		民生委員児童委員協議会長
中 山 徹 雄		結城商工会議所会頭
赤 荻 光		北つくば農業協同組合結城支店長
○松 浦 修 三		教育委員会委員長
小 野 義 昭		結城信用金庫本店営業部長
齋 藤 章		第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議座長

※1 任期は H27.4～9 ※2：任期は H27.11～H28.2

4) 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定を目的とした、第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

2 会議は、後期計画全般について市民の目線から提言を行うことができる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ又は推薦を受けた市内に居住又は勤務する20歳以上の者であつて、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る後期計画が策定されたときまでとする。

2 委員は委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長1人及び副座長若干人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により決定する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民会議で検討したことについて、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会に随時提言することができる。

(庶務)

第8条 市民会議に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年11月26日から施行する。

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議 委員名簿

◎：座長 ○：副座長 ◇：グループリーダー ◇：副リーダー

グループ名	分野・テーマ	メンバー
Aグループ 歴史を未来に結び隊	保健・福祉 教育・文化	飯 島 浩 明 ◇木 村 祐 子 ○◇小 林 芳 男 須 藤 和 利 関 仁 一 中 澤 英 雄 野 村 操 星 野 一 江
Bグループ ゆうきの豊かさ創造団	都市・環境 産業	飯 野 勝 智 泉 初 大 羽 功三郎 北 嶋 憲 昭 熊 倉 貞 一 栗 原 徹 夫 ◇小 柳 阿佐子 ◎◇齋 藤 章
Cグループ シンクタンク結城	自治・行財政運営	◇稲 葉 里 子 猪 瀬 勝 則 島 倉 茂 鈴 木 敬一郎 初 山 章 伏 木 正 進 ○◇藤 貫 康 宏 村 田 真 康

■ 5) 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの構成員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーには総務課長を充て、副リーダーはリーダーが指名する。
- 4 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員及びワーキングチームの構成員の任期は、後期計画が策定されたときまでとする。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員会にあっては委員長、ワーキングチームにあってはリーダーが、必要に応じて招集する。

- 2 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年12月22日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

副市長 教育長 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 教育部長 議会事務局長 会計管理者 秘書課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 契約管財課長 市民活動支援センター所長 市民課長 社会福祉課長 農政課長 都市計画課長 学校教育課長

別表第 2（第 4 条関係）

総務課長，市民課長，社会福祉課長，農政課長，都市計画課長，学校教育課長並びに市長公室，市民生活部，保健福祉部，産業経済部，都市建設部，教育委員会及び部外に属する課又は所から各 1 人

■ 第 5 次結城市総合計画後期基本計画策定委員会 委員名簿 ◎：委員長 ○：副委員長

氏 名	役 職	氏 名	役 職
◎石 浜 均	副市長	沼 田 哲	市民課長 (H26)
○小 林 仁	教育長	高 城 昌 光	〃 (H27)
滝 澤 正 好	市長公室長 (H26)	中 澤 四 郎	社会福祉課長 (H26)
久保野谷 一成	〃 (H27)	増 山 智 一	〃 (H27)
稲 田 寛	市民生活部長	大 塚 一 郎	農政課長
大 武 英 二	保健福祉部長	野 寺 一 徳	都市計画課長
吉 村 好 弘	産業経済部長	鈴 木 昭 一	学校教育課長
斉 藤 一 夫	都市建設部長 (H26)	小野澤 利 光	秘書課長
猪 瀬 一 夫	〃 (H27)	飯 島 敏 雄	企画政策課長
戸 田 一 美	会計管理者	鶴 見 俊 之	財政課長
萩 原 雄 二	議会事務局長 (H26)	妻 木 克 浩	契約管財課長 (H26)
叶 谷 正	〃 (H27)	河 添 敏 明	〃 (H27)
久保野谷 一成	教育部長 (H26)	高 城 昌 光	市民活動支援センター所長 (H26)
中 澤 四 郎	〃 (H27)	森 山 敏 幸	〃 (H27)
本 多 武 司	総務課長		

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿

◎：リーダー ○：副リーダー

	委 員（平成26年度）	委 員（平成27年度）
市長公室	◎本 多 武 司 西 條 豊 二 飯 田 和 美 河 添 敏 明 山 中 健 司 高 田 廣 之 森 山 敏 幸	◎本 多 武 司 西 條 豊 二 飯 田 和 美 福 井 恵 一 山 中 健 司 高 田 廣 之 田 中 真由美
部外局	森 田 安 宏 真 中 好 厚 廣 江 こずえ 山 本 賢 司	森 田 安 宏 真 中 好 厚 栗 原 三千代 山 本 賢 司
市民生活部	○沼 田 哲 吉 羽 隆 行 生 井 秀 世 瀬戸井 武 志 宮 本 臣 久 鶴 卷 弘 外 山 直 己	○高 城 昌 光 吉 羽 隆 行 生 井 秀 世 笠 倉 雅 弘 小 張 浩 鶴 卷 弘 外 山 直 己
保健福祉部	○中 澤 四 郎 大 森 加代子 大 木 博 関 口 寿 幸 松 本 修 一 外 池 晴 美	○増 山 智 一 大 森 加代子 大 木 博 関 口 寿 幸 齊 藤 京 子 外 池 晴 美
産業経済部	○大 塚 一 郎 廣 江 良 之 岩 岡 俊 治 野 村 精 二 斉 藤 高 司	○大 塚 一 郎 廣 江 良 之 岩 岡 俊 治 野 村 精 二 斉 藤 高 司
都市建設部	○野 寺 一 徳 木 村 健 一 金 崎 成 伸 池 田 明 弘 野 村 正 美 清 水 博	○野 寺 一 徳 佐 山 敦 勇 上 野 敏 明 岩 瀬 亮 野 村 正 美 清 水 博
教育委員会	○鈴 木 昭 一 増 山 智 一 斉 藤 陽 枝 斉 藤 伸 明 笠 倉 雅 弘 小 張 浩 大 橋 豊	○鈴 木 昭 一 野 村 尚 美 斉 藤 陽 枝 松 本 弓 子 宮 本 臣 久 生 井 義 明 森 早 苗

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定事務局名簿

平成26年度	平成27年度
市長公室長 滝 澤 正 好	市長公室長 久保野谷 一成
市長公室 企画政策課	市長公室 企画政策課
課 長 飯 島 敏 雄	課 長 飯 島 敏 雄
課長補佐兼企画調整係長 河 添 敏 明	企画調整係長 福 井 恵 一
主 任 鶴 見 繭 子	主 幹 町 田 隆 司
主 事 町 田 隆 司	主 事 関 さやか

資－２ 結城市総合計画審議会 諮問・答申

■ １）第５次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

結企政諮問第１号

平成２７年３月２５日

結城市総合計画審議会
会長 廣江敏男 様

結城市長 前 場 文 夫

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第２条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

１ 諮問内容

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定に関する次に掲げる事項

- （１）後期基本計画の策定方法について
- （２）後期基本計画（案）の内容について
- （３）後期基本計画の施策の推進にあたっての意見

２ 諮問理由

本市では、平成３２年度を目標年次とする「第５次結城市総合計画」を平成２３年３月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため前期基本計画に基づき、各種施策を実施してきました。

この前期基本計画の計画期間が、平成２７年度をもって終了いたします。

この間、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、社会情勢は急激に変化しています。

また、地方分権の進展や経済情勢の変化とともに、東日本大震災による安全・安心への意識の高まりなどにより、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした様々な課題に的確に対応するため、市民参加のもと、平成２８年度から平成３２年度の５年間を計画期間とする「第５次結城市総合計画後期基本計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

■ 2) 第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成28年2月10日

結城市長 前 場 文 夫 様

結城市総合計画審議会
会長 廣 江 敏 男

第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成27年3月25日付結企政諮問第1号で諮問を受けた第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、適切であると認められるので下記のとおり答申します。

記

1 後期基本計画の策定方法について

計画策定にあたっては、市民アンケートや必要な調査等に基づき、また、策定市民会議や庁内会議等による熱心な議論を経て計画がとりまとめられていることを認めます。

審議についても、計画検討の節目に合わせて会議を開催し、幅広い視点から活発に意見交換を行いました。

2 後期基本計画（案）の内容について

後期基本計画の原案は、本審議会委員各々の意見の主旨を十分理解し、可能な限り反映されていることを認めます。

また、本計画は、次の点が特徴的内容になっています。

- 今後重点的かつ戦略的に取り組む施策として、新たに重点プロジェクトが位置づけられていること
- 主要事業ごとに指標を設定し、具体的な現状値と目標値が示されるなど実効性に配慮した計画になっていること

3 後期基本計画の施策の推進にあたっての意見

今後は、本計画に基づき施策や事業を実施計画により具体化し、着実に推進していくことが重要です。

そこで、計画の実現に向けて、

- 市民や行政の協働のもと、様々な関連団体と連携・協力しながら推進すること
- 指標の達成度を適宜調査し、施策や事業の成果を評価・検証すること

上記2点に十分配慮し、更に市全体の均衡ある発展に取り組むことにより、次世代に引き継ぐ魅力ある結城市を実現されることを要望します。

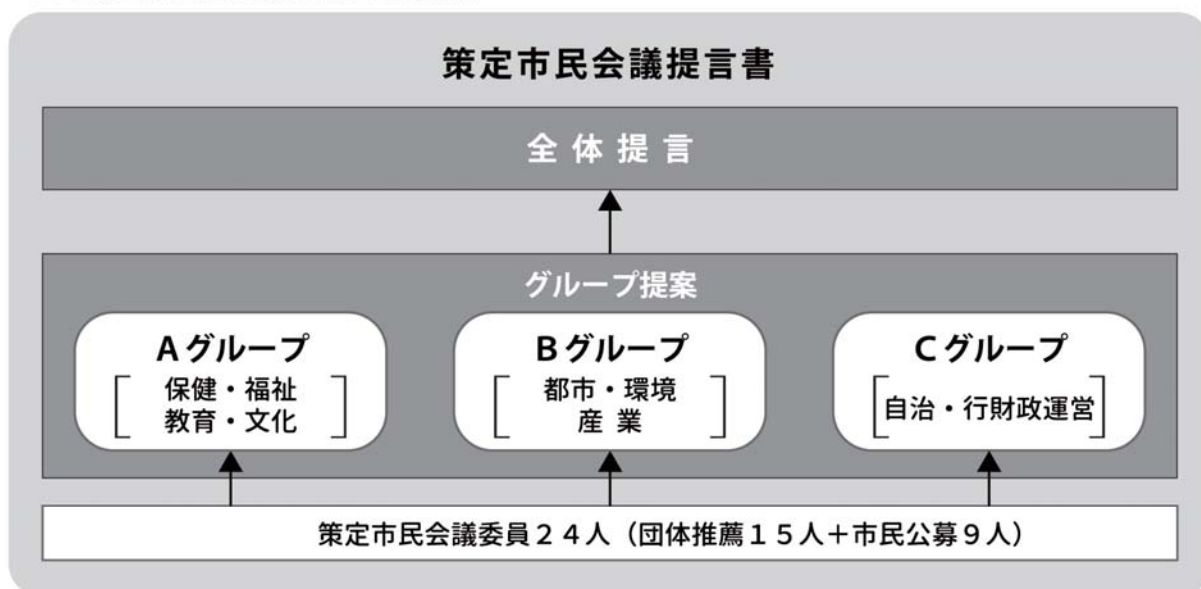
資－３ 市民会議提言内容

■ １）策定市民会議の位置付けと進め方について

策定市民会議は、「第５次結城市総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、市民の視点から、より具体的かつ実効性のある『提案プロジェクト』にとりまとめ、市民と行政との協働*による計画づくりを進めることを目的としています。

また、策定市民会議では、市民の幅広い意見の提案と、活発な意見交換を行うため、「ワークショップ」という方法を用いながら、意見を出し合い、成果を共有しながら提案をまとめていくプロセスを大切に、段階的に作業を進めてきました。

■ 策定市民会議提言書の構成



※概ね、各委員の関心のある分野・テーマを踏まえ、3つのグループに分けて検討を進めました。

	提 案 分 野
Aグループ	【保健・福祉】 健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉 【教育・文化】 学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流
Bグループ	【都市・環境】 市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、道路・交通、防災、防犯、消防・救急、上下水道、環境保全、ごみ処理 【産業】 農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、伝統産業、雇用、消費生活
Cグループ	【自治・行財政運営】 市民参加、コミュニティ、ボランティア、行財政改革、地方分権、広域連携、行政サービス、情報公開・個人情報保護

2) 全体提言

全 体 提 言

結城市長 前場 文夫 様

私たち「第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下、「市民会議」という。）」では、結城市の将来を見据え、必要な施策や取り組みについて、自由な発想でグループ毎に検討し、その成果を提案としてここにとりまとめることができました。

私たちは結城市にあって、豊かで静か、そして自然や広々とした景観に囲まれ、また様々な歴史・文化や伝統に誇りをもって、いきいきと暮らしていきたいと思っています。

何より、結城で生涯にわたって暮らし続けていきたいという気持ちを胸に、みんなで楽しく語りあい・連携しながら、結城市があるべき未来へより良く変わっていくことを願っています。

私たちは提言します。

結城市の希望に満ちた明日に向けて、「市民会議」のグループ提案を計画に反映していただき、市民、企業、行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことで、市民一人ひとりの夢を実現していくことを。人・地域・まちの総合的な結城力が向上することを。

そして、

「子どもからお年寄りまで、みんなが健康で、仲良く生活できる。

心の豊かさを大切にし、ぬくもりとやさしさのあるまちづくり」

「誇れる歴史と伝統を背景に、教育・文化が充実し、

一人ひとりが個性を発揮できる、魅力あるまちづくり」

「結城市の立地や特長を活かしながら、静かな居住環境を形成し、

災害が少ない、環境にも配慮した、安心・安全で住みやすいまちづくり」

「市民の食を支える豊かな農業や、結城ブランドを活かしつつ、

産業振興や観光振興が充実した、活力あるまちづくり」

「明るく元気な未来を創造し、

小さくても輝くコンパクトシティ、県西の核となるまちづくり」

これらを大切にしていくことを。

以上、メンバーが3つの分野ごとにグループを組み、一人ひとりが自覚をもって議論した総括として、市長に提言いたします。

最後に、この会議の議論を通して、市政が身近に感じられ、まちづくりに対する関心がより広がり、私たちの大切な財産となりました。

市におかれましては、この提言書を十分に検討した上で、第5次結城市総合計画後期基本計画を策定し、市民協働でよりよい結城市を実現していただくことをお願い申し上げます。

平成27年9月15日

第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議 一同

3) 提案の内容

Aグループ グループ提案

グループ名

歴史を未来に結び隊

分野・テーマ

【保健・福祉】

健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、
高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉

【教育・文化】

学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、
芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、
男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流

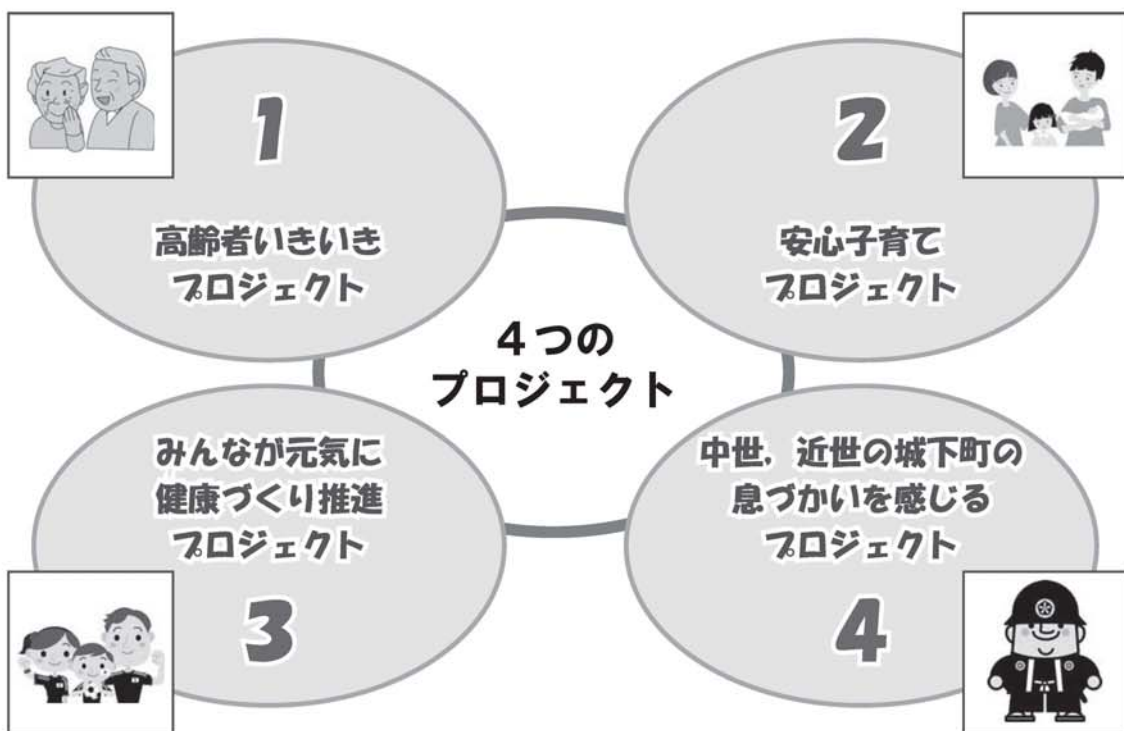
グループ提案の基本的な考え方

☐ キャッチフレーズ

結城の歴史に誇りを持って、豊かな心で未来の創造

☐ 基本的な考え方

- ▶ 結城の優れた地域資源を伸ばし
人口減少にも立ち向かえる、明るく活力のある、質の高いまちづくり
- ▶ 高い芸術や文化力、緑豊かな自然を守り、災害に強い
各世代が安心して過ごせるまちづくり
- ▶ 市民と市の協働で、住んで良かったと感じる街の実現



提案プロジェクト

プロジェクト1 高齢者いきいきプロジェクト

- テーマ 高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らせる環境づくり



提案項目

- ① 居宅介護の充実
 - ・在宅介護のヘルパー養成（資格なし可）による訪問充実
- ② 高齢者宅の見回り見守り体制の充実（孤独死などの防止）
 - ・新聞配達、宅配、給食配達のスタッフによる声かけ実施
 - ・若者による高齢者宅訪問体制の検討
- ③ 高齢者の生きがい創出
 - ・各地区でのレクリエーション開催
 - ・体操教室開設とインストラクター養成
 - ・高齢者の働ける、活躍できる場所づくり
 - ・いばらきシニアカードの活用

プロジェクト2 安心子育てプロジェクト

- テーマ 安心して多くの子どもを育てられる環境づくり



提案項目

- ① 子育て支援の充実
 - ・子どもの医療費、保育費、給食費などの助成充実
 - ・子育てプレミアム商品券などの支援充実
- ② 新しい学校教育環境づくり
 - ・小中一貫校の設置の検討（単学級のあり方や学校の統廃合などの検討）
- ③ 子どもの遊び環境の充実
 - ・子供達が楽しく遊べる「路地裏」「広場」等の整備と遊び方の提案
 - ・子育て広場や駅前寺子屋等での育児や、学びの場の提供
 - ・子育てイベントの充実と、運営者、指導者等の人材探しとPR

プロジェクト3 みんなが元気に健康づくり推進プロジェクト

- テーマ 市民が選択して取り組める健康づくり



提案項目

- ① 市民が楽しみながら、健康づくりに取り組めるしくみづくり
 - ・持続継続を後押しする「参加スタンプ帳」「歩行距離記録」などのツール採用
- ② 地域スポーツ環境の充実で結城を北関東のスポーツ中心地に
 - ・総合型地域スポーツクラブなどの機能充実
 - ・ラジオ体操などの年間継続開催
 - ・結城をスポーツ中核都市にブランド化（北関東中学校野球大会開催を上手に活用等）
- ③ 家族や仲間など、みんなが一緒に楽しめるイベント開催
 - ・イベント（シルクカップなど）で、参加者と応援者が一緒に楽しめる企画

プロジェクト4 中世、近世の城下町の息づかいを感じるプロジェクト

- テーマ 市民や来訪者が文化と歴史に親しみ、交流が深まる環境づくり



提案項目

- ① 芸術活動の発表の場の充実
 - ・結城まちかど美術館（市民や市出身者の絵画や書などの作品を計画的に展示）
- ② 歴史散策コースの充実（定期的にテーマを変えたコース提案）
 - ・建築的価値のある神社やお寺を、徒歩や自転車で巡る散策モデルコース設定
 - ・結城まちなかまるごと博物館（蔵のまちなみを活かした「歴史博物館」機能の実現）
 - ・幕末結城戦争跡の案内板設置（官軍の墓、藩主水野勝知の墓、幕末戦争コース）
- ③ 結城秀康（徳川家康の次男、福井藩初代藩主）を活用した企画の検討と展開
 - ・キャラクターの創作、PR素材の整理統合
 - ・PR誌のテーマ毎、季節毎の発行
 - ・福井市、小山市等の関係市町と連携してのNHK大河ドラマ化の推進

グループ名

ゆうきの豊かさ創造団

分野・テーマ

【都市・環境】

市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、道路・交通、防災、防犯、消防・救急、上下水道、環境保全、ごみ処理

【産業】

農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、伝統産業、雇用、消費生活

グループ提案の基本的な考え方

● キャッチフレーズ

魅力・活力・住みやすさ・豊かなまち結城

● 基本的な考え方

人口が増加し、定着するまちを目指して、まちの魅力づくり、活性化、基盤整備を効果的に推進し、協働や相互ネットワークにより、まちの豊かさやブランド力を向上させよう。



提案プロジェクト

プロジェクト 1

まちの“魅力づくり”

テーマ

豊かな資源を活かした
まちの魅力づくりと積極的な発信・PR

■ 提案項目【伝統産業、シティプロモーション、観光、農業】

■ (1) 伝統産業の活性化

- 本場結城紬等の伝統産業を活用した観光振興やPRの強化・充実
- 雇用対策の推進（伝統産業を次代につなげる技術の伝承・匠の育成）

■ (2) シティプロモーションの推進

- 歴史・神社仏閣・観光・農産物・自然・のどかな風景など、様々な地域資源のPR推進
- 水と緑の豊かな自然環境や美しい風景の創出と発信
- 定住化を促進する住みよさの発信・PRの推進
- 駅前などへの街案内等の設置による回遊性向上
- ボランティアガイドと連携した街案内の充実



■ (3) 多様なネットワークを活用した観光事業の充実・推進

- 結城家などの歴史・史跡・寺社仏閣等の資源や観光施設の活用・充実（資料館等の整備）
- 見世蔵を活かした蔵の街並み形成
- 多様な交通ネットワークの充実（コミュニティバスや自転車等活用）
- 観光客のニーズに応じた観光プラン・コースの充実（例：※地旅等による市外から人を呼び込む施策 など）
- 宿泊施設や市内店舗、各種団体等との連携強化
- 観光客をもてなす市民の心の醸成

■ (4) 農業の強靱化・魅力化の推進

- 農産物のブランド力向上
- 大規模農業化の検討・推進
- 生産者が見える農産物の販売方法の充実
- 農産物の販売所の充実（直売所、道の駅 など）
- 農業への関心を高める方策の検討・推進（新たな品種・料理の開発、若い就農者の育成）

※地旅・・・地旅とは、「地域」を誇りに感じている人たちが、その地域を楽しみに来てくれる人たちのために、企画しておもてなしする地域密着型旅行・商品のことで、貴重な体験や食事・宿泊等の多様なツアーによる新たな観光の掘り起こしが期待されています。

■ プロジェクト 2 まちの“活性化”

■ テーマ

地域の活力となる商業・観光・工業の推進

■ 提案項目【商業・観光、工業、企業環境】

■ (1) 商業・観光環境の充実と活性化

- 商業・観光に係る総合的な計画づくり
- 既存店舗・商業施設の利便性向上と充実による活性化
- 中心市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくりによる、賑わいの創出
- 空き店舗活用の推進（行政による空き店舗の借上げ・市民に貸出す制度の創設 など）

■ (2) 工業の環境整備

- 新たな企業誘致と市内工業の発展に寄与する工業団地の整備
- 工業団地へのアクセス性向上

■ (3) 企業環境の整備・充実

- 企業における産休・育休の積極的な取得とスムーズな復職体制の充実
- 企業における男性子育て休暇等の充実
- 子育て主婦の就業支援窓口の設置
- 地域貢献企業支援事業の検討



■ プロジェクト 3 まちの“基盤整備”

■ テーマ

安全・安心で、住みやすい地域特性や
次世代の暮らしに応じた基盤整備の推進

■ 提案項目【道路交通、市街地整備、公園・緑地、上下水道、防犯】

■ (1) 道路交通環境の整備推進

- 主要な道路の拡幅整備（例：結城駅南北をつなぐ道路 など）
- 幹線道路や生活道路の拡幅整備推進（例：鬼怒商業高校東側 など）
- 安全な通学路等の整備推進（街灯、歩道 など）
- 市内外への移動が便利な公共交通網の整備（コミュニティバス など）
- わかりやすい道路案内標識の充実

■ (2) 効果的で効率的な市街地・拠点整備の推進

- 高齢者向けの住宅や介護サービス付き施設の充実
- 市街地での住宅開発の促進と、田園居住の推進、適切な公営住宅の確保
- 市役所移転の推進
- 地域住民や地区まちづくり団体等による協働のまちづくりの推進（旧市街地や新市街地など、地域特性を活かしたまちづくり）
- イベントなどを通じた新旧住民のコミュニティづくりの推進
- 空家の利活用、維持管理の推進（若者の受け入れ、高齢者等の居場所・サロン等の活用 など）
- 緑豊かな街並み等良好な景観の整備（市内主要箇所での電線地中化の検討 など）
- 災害に強い生活基盤の整備推進

■ (3) 公園・緑地の整備推進

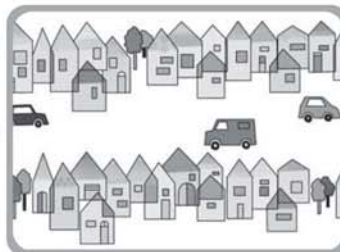
- 史跡公園の利活用・整備推進

■ (4) 上下水道の整備推進

- 上下水道の整備推進

■ (5) 防犯対策の充実

- 防犯灯等の充実



■ グループ名

シンクタンク結城

■ 分野・テーマ

【自治・行財政運営】
市民参加、コミュニティ、
ボランティア、行財政改革、
地方分権、広域連携、行政サービス、
情報公開・個人情報保護

■ グループ提案の基本的な考え方

キャッチ
フレーズ

バクハツ! 結城力

基本的な考え方

結城に住んでいる、結城で働いている市民・企業・行政の協働により、
みんなで結城の未来を創造し、人・地域・まちのすべてが元気になる
「コンパクト」で「総合力」のある県西の核・結城を目指します。

- ① 結 いー みんながつながる。公共施設・地域づくりプラン
- ② 運 営ー みんなで知恵を出しあう。行財政改革プラン
- ③ き 協 働ー みんなで手を取りあう。協働まちづくりプラン



■ 提案プロジェクト

★印：重点プラン / 特に優先すべき提案

■ プロジェクト「ゆ」ー結いー

みんながつながる。
公共施設・地域づくりプラン

■ テーマ

いつでも、どこでも、だれでも利用できる公共施設・行政サービスの充実
地域の公共施設や人材を活用した小さなコミュニティの形成と活性化

■ 提案プラン

① ー 1 市民生活に身近で便利な公共施設・行政サービスにしよう。

- ★ 既存の公共施設の計画的な再配置と活用（公共施設維持管理活用計画の策定）
- ★ 各地域へのコミュニティセンター等の設置検討（集会所の整備）
- 総合窓口の設置等による行政サービスの充実
- 市民情報センターと駅前分庁舎の連携による一体的な活用の推進
- 市庁舎の移転による利便性・アクセス性の向上
- 公共施設整備における市民のアイデアの募集（新庁舎の整備、現庁舎の跡地利用）

② ー 2 地域資源の活用により地域コミュニティを活性化しよう。

- ★ 各地域の核となるコミュニティ施設の活用
- ★ 地域におけるボランティア活動の充実（高齢者福祉等）
- 地域交流イベントによるコミュニティの活性化

公共施設
行政サービス

地域活性化!

小さな
コミュニティ

プロジェクト「う」^{うんえい}－運営－

みんなで知恵を出しあう！

行財政改革プラン

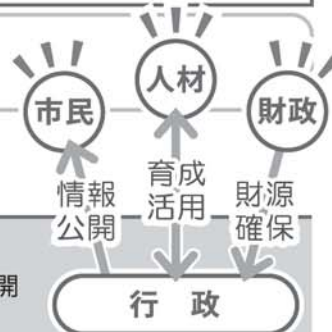
テーマ

市民にわかりやすく，親しみやすい多様な情報公開の充実
職員の人材育成や財源確保による行財政運営の安定化

提案プラン

①－1 市民にわかりやすく情報公開を充実しよう！

- ★ 施策・事業の行動スケジュールの作成と公開
- ★ 広報紙やメディアを活用した施策・事業の進捗状況の公開
- ★ 映像を活用した市政情報の公開
(人目につく駅前や中心市街地の公共施設・空き店舗等を活用した公開)
- ★ 市ホームページの掲載内容と更新頻度の充実
- 市民に身近な市議会づくり (テレビ放映，自治会・町内会等の招待)



①－2 行政サービスや人材を適切に評価しよう！

- ★ 市民が行政サービスを評価する制度の創設
- ★ 実績や能力に応じて優秀な人材をリーダーにできる制度づくり

①－3 税収UPにより，ゆとりある財政をめざそう！

- 企業誘致や定住化促進による税収の確保
(工業団地への企業誘致，結城の物流拠点化，住みやすい市街地・農村づくり)

プロジェクト「き」^{きょうどう}－協働－

みんなで手を取りあう！

協働まちづくりプラン

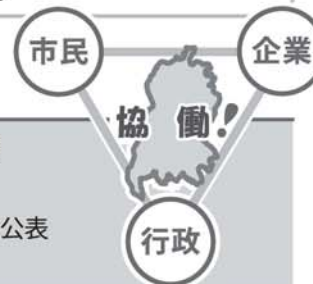
テーマ

幅広い年齢層，様々な立場の市民が参加し，意見を反映する場づくり
市民，企業，行政が互いに手を取り，支えあう協働のまちづくり

提案プラン

②－1 行政運営に市民や専門家を活用しよう！

- ★ 市民や専門家を活用した結城の戦略や将来ビジョンの検討
(シンクタンク組織の創設等)
- ★ 市民や専門家による事業評価・事業仕分けの実施と結果の公表
- 市民記者の充実による広報活動の推進



②－2 幅広い年齢層の市民が市政に参加できる仕組みをつくろう！

- 市民の意見を市政に反映する機会の充実 (若者・高齢者等の参加拡大と意見反映)

②－3 市民協働のイベントを充実しよう！

- 市民が色々なイベントに参画し，楽しむ機会の充実
- 市民団体，企業，行政の連携・協力によるイベントの充実

4) 活動の経緯

平成
26
年度

1 前提・広場づくり

第1回 市民会議 [平成 27 年 1 月 28 日]

- 委嘱状交付
- 結城市総合計画・策定市民会議について
- 市民会議メンバーリストづくり

○前場市長より委員の皆さまに委嘱状が交付されました。

○また、結城市総合計画の策定や市民会議の進め方などを確認した後、最初のワークショップとして「メンバーリストづくり」を行いました。



第2回 市民会議 [平成 27 年 3 月 11 日]

- 市民意向調査結果（速報）の報告
- まちづくり人生ゲーム（旗揚げゲーム）
- グループメンバー自己紹介
- リーダー・副リーダー及び座長・副座長の選出
- 検討の手がかりアイデアカードの作成

○「まちづくり人生ゲーム」を行い、その後、3つのグループに分かれて自己紹介と、「検討の手がかりカード」を作成し、意見やアイデアを出し合いました。

○また、リーダー・副リーダー及び座長・副座長を選出しました。



2 現状・課題点と発想

第3回 市民会議 [平成 27 年 5 月 14 日]

- 市民意向調査結果（クロス集計）の報告
- 結城市のすがた（概況と特性等）について
- グループ提案（案）の検討
[提案プロジェクト骨子づくり]

○結城市のすがた（概況と特性）などを確認しました。

○前回の「検討の手がかりカード」の内容を確認し、「提案プロジェクト骨子づくり」として、グループ提案（案）について検討しました。



平成
27
年度

第4回 市民会議 [平成27年6月30日]

- 結城市をとりまく社会潮流の関連データについて
- グループ提案（案）の作成
[グループ提案の内容整理]

- 社会潮流に関連するデータを確認しました。
- グループ提案（案）の作成に向けて検討しました。
- また、全体提言に盛り込みたい大切な言葉やキーワードについて考えました。



第5回 市民会議 [平成27年8月11日]

- 全体提言（案）の確認
- グループ提案（案）の作成
[グループ提案のとりまとめ]
- 市民会議提言書の提出について

- 大切な言葉やキーワードをもとに作成した全体提言（案）について確認しました。
- また、グループ提案の最終とりまとめを行いました。



第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議提言書の提出

第6回 市民会議 [平成27年11月24日]

- 結城市総合計画（素案）の報告
- 市民提案の反映状況の確認

第5次結城市総合計画後期基本計画の策定

資－４ 用語解説

あ

● ICT [P. 40, 112, 115, 140, 141]

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

● ICT-BCP [P. 141]

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく、情報通信分野における行動計画のこと。

● アウトソーシング [P. 141]

企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。

● アセットマネジメント(資産管理) [P. 86]

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

● アンテナショップ [P. 95, 96]

自治体などが主体となって開設し、特産品の販売や観光情報等を発信する施設。

● 石綿セメント管 [P. 86, 87]

石綿繊維の重量１に対してセメント５を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。

● イノベーション [P. 98, 99]

新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

● AED (Automatic External Defibrillators) [P. 51]

心臓の動きを自動解析し、必要と判断された方（心肺停止、不整脈等）の心臓に電気ショックを与えることで、心臓を再び正常な動きに戻すための医療機器のこと。

● A L T (Assistant Language Teacher) [P. 112, 114]

日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。

● N P O (Non Profit Organization : 民間非営利団体) [P. 4, 14, 19, 20, 21, 29, 34, 132]

特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。

宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含めない。

● L E E (Let's Enjoy English) [P. 112, 114]

結城市独自で行う英語教育で、テキスト等を使わず、ゲーム等を通し、楽しく生きた英語を身に付けることをねらいとしている。

● オープンデータ [P. 140]

国や政府、地方自治体、公共機関などが保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報といった公共性の高いデータ（パブリックデータ）のうち、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

か

● かかりつけ医 [P. 51]

体調が悪くなったとき、いつも診てもらう医師。体調の管理や病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して日常的に相談でき、あらゆる分野で診てくれる医師のこと。

● 合併処理浄化槽 [P. 88, 91]

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽。

● Q-Uテスト [P. 115]

「Q-U」(Questionnaire-Utilities)とは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。「Q-U」を実施することによって、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

- 協働 [P. 2, 4, 19, 22, 28, 29, 31, 34, 38, 39, 40, 43, 44, 53, 55, 56, 57, 70, 132, 133, 156]

市民、企業及び行政をはじめとした様々な主体が、それぞれの特性や強みをいかして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

- グローバル化 [P. 28, 29, 33]

社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象をいう。

- 権利擁護 [P. 61, 63]

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

- 公債費 [P. 136]

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。

- 公的医療保険制度 [P. 15]

社会保険の一つで、病気やけがをしたときに、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。

日本では、被保険者の職業や年齢によって、健康保険・船員保険・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療制度などに分かれ、すべての国民に加入が義務づけられている。

- 公募型補助金 [P. 133]

市民の多様な発想をいかし、市民活動の活性化を促すため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を補助する制度。

- コーホート要因法 [P. 4]

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

- 個人番号カード [P. 142]

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。

- コミュニティチャンネル [P. 134]

ケーブルテレビ自主制作番組、行政情報番組などを放送しているチャンネルのこと。

- コミュニティビジネス [P. 133]

地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。

- コンパクトな都市構造 [P. 31, 32, 70]

高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

さ

- GIS（Geographic Information System : 地理情報システム） [P. 141]

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

- 自治体クラウド [P. 141]

地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。

- シティプロモーション [P. 39, 42, 132, 134]

交流人口や定住人口の拡大を図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。

- シビックセンターゾーン [P. 7]

公共公益施設や商業・業務施設などが一体的に集約整備された地区のこと。

● **重要無形文化財** [P. 9, 105, 108, 109]

能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いもの。

● **集落営農** [P. 41, 95]

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

● **循環型社会** [P. 28, 30, 31, 32, 88, 89]

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● **生涯学習** [P. 5, 18, 20, 21, 31, 33, 118, 119, 124]

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

● **消費生活センター** [P. 80, 85]

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

● **情報アクセシビリティ** [P. 63]

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

● **将来人口** [P. 4]

将来の出生、死亡及び人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。

● **食育** [P. 43, 49, 112, 114]

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● **新エネルギー** [P. 90]

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

● **新規需要米** [P. 95]

米穀のうち、国内主食用米、加工用米及び備蓄米以外の米穀で飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノール用のほか、主食用米の需給に影響を及ぼさないと認められるもの。

● **スクールカウンセラー（SC）** [P. 112]

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及びその任に就く者のこと。俗に学校カウンセラーと呼ばれることもある。

● **スクールソーシャルワーカー（SSW）**
[P. 112, 115]

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

● **生活困窮者** [P. 66, 67]

病気や失業などで日常生活が困難になった人。

● **セーフティーネット** [P. 66]

最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。

● **戦略作物** [P. 95]

麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（WCS）用稲、加工用米のこと。

● **総合型地域スポーツクラブ** [P. 122, 123]

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

● ソーシャルネットワークサービス(SNS)
[P. 30, 132, 134]

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

た

● 第1次産業(第2次産業, 第3次産業) [P. 12]

クラーク (C. Clark) によって始められた産業分類。

第1次産業は農業・林業・水産業・牧畜業, 第2次産業は製造業・建設業, 第3次産業はそれ以外の運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの産業を指す。

● 耐震診断 [P. 82]

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性(耐震性)、受ける被害の程度を判断すること。

● 多文化共生 [P. 31, 33, 128]

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● 男女共同参画社会 [P. 18, 33, 126, 127]

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

● 地域資源 [P. 4, 5, 6, 7, 17, 22, 25, 31, 33, 38, 42, 56, 70, 105, 106, 108, 132, 134]

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

● 地域包括ケア [P. 44, 60, 61, 62, 74]

医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする態勢。

● 地産地消 [P. 17, 22, 33, 41, 94, 95, 112, 114]

その地域で作られた農・畜・水産物をその地域で消費すること。また、その考え方や運動。

● 地方創生 [P. 28, 29, 31, 34, 136]

2014年9月に発足した第二次安倍改造内閣がかかげる重点政策の一つ。地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組みを指す。

● 地方分権 [P. 2, 28, 29, 34, 136, 139]

国の権限や財源を地方(都道府県や市町村)に移して、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる「住民本位の行政」へとする取り組み。

● 中核都市 [P. 9]

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市、あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のこと。

● TMO (Town Management Organization)
[P. 42, 102, 104]

まちづくりをマネジメント(運営・管理)する機関のこと。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。

● ティームティーチング(TT) [P. 112, 113]

複数の教師による指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

● デイサービス [P. 65]

介護の一形態。日帰りで、高齢者や障害者を通所させて行われるもの。

● 定住自立圏 [P. 34, 136, 139]

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い(昼夜間人口比率が1以上)都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりの深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

● 伝統的建造物群保存地区 [P. 72]

文化財保護法の規定による制度であり、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定された地区のこと。

● 登録有形文化財 [P. 124, 125]

国の文化財登録原簿に登録された、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物。

● 土地区画整理事業

[P. 16, 21, 27, 41, 74, 75, 76, 137]

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

● ドメスティック・バイオレンス(DV) [P. 127]

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

● 2025年問題 [P. 60]

団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

● 農業集落排水 [P. 88, 91]

農業振興地域内の集落を対象とした浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としたもの。

は

● ハザードマップ [P. 82]

災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。

水害予測図・地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害に応じて各種ある。

● パブリックコメント [P. 134]

行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

● バリアフリー [P. 16, 20, 70, 74, 77]

障害者や高齢者の交通などに関する障壁(バリア)を取り除くこと。

● ファミリーサポートセンター [P. 40, 58]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

● フィルムコミッション [P. 42, 105, 106, 107]

映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。地方自治体か、観光協会の一部署が事務局を担当していることが多い。

● 扶助費 [P. 136]

社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費。

● 補装具 [P. 64]

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。

● 保留地 [P. 74, 75]

土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めないで、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

ま

● マスタープラン [P. 98, 99, 102, 105]

全体の基本となる計画または設計。

● 見世蔵 [P. 20, 21, 25, 42, 70, 71, 72, 102, 105, 124, 125]

日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

● モータリゼーション [P. 102]

先進諸国などで自動車が単に輸送機関としてだけでなく、市民生活の中に入り込んできている文化的・社会的状態。

や

● 結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[P. 10, 38]

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の規定に基づき、国及び都道府県が策定するまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、市町村が策定することとされる市町村まち・ひと・しごと総合戦略。

総合戦略の策定では、市が目指すべき将来の方向を示した「人口ビジョン」を作成し、その「人口ビジョン」を具現化、達成するために必要な施策を総合戦略としてまとめる。

● 有機肥料

[P. 97]

動植物質の肥料。緑肥・堆肥・糞尿・魚肥など。化学肥料に対していう。

● 結城ブランド

[P. 31, 33, 42, 105, 106, 132, 134, 135]

結城の歴史、伝統文化、自然景観、産業など、様々な地域資源にスポットをあて、その魅力を市内外に発信し、市のイメージを高めるもの。

● U J I ターン

[P. 98]

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

● ユニバーサルデザイン

[P. 6]

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

● ユネスコ無形文化遺産

[P. 2, 9, 17, 26, 42, 105, 108, 110]

ユネスコにおいて、慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められた無形文化遺産のこと。

● ユビキタスネットワーク

[P. 30]

あらゆるモノにコンピュータやICチップなどが埋め込まれ、有線・無線通信により常に相互に接続されて、誰でもいつでもどこからでも、様々な情報やサービスを利用できる情報ネットワーク環境のこと。

ら

● LAN (Local Area Network) [P. 112, 115]

同一施設内で用いられるコンピュータネットワークのこと。

● レファレンスサービス

[P. 120]

利用者の研究や調査のために、どのような資料を使えばよいのかを案内し調査の支援を行うこと。

わ

● ワークライフバランス

[P. 126]

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

